○一関市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

令和４年12月22日

告示第562号

（趣旨）

第１　この告示は、様々な悩みや生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々又は生活する環境等において現在の婚姻の制度を利用することが容易ではない方々の思いに寄り添い、パートナーとしての関係が尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、いちのせきパートナーシップ宣誓制度を推進するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　性的マイノリティ　性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者又は性的指向（恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が必ずしも異性愛のみでない者をいう。

(2)　パートナーシップ　互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した二人による、又はこの二人及び双方若しくは一方の子（養子を含む。以下同じ。）若しくは親（養親を含む。以下同じ。）を含んだ関係をいう。

(3)　宣誓　パートナーシップにある者が、市長に対し、お互いを人生のパートナーとすることを誓い、第４第５項に規定する宣誓書に署名することをいう。

(4)　パートナーシップ宣誓制度　宣誓をした者に対し第６第１項に規定する受領書等を交付する制度をいう。

（宣誓の要件）

第３　宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)　宣誓日当日において、民法（明治29年法律第89号）第４条に規定する成年に達していること。

(2)　市内に住所を有していること若しくは市内に転入予定であること又は現に宣誓し

ようとする相手が市内に住所を有していること若しくは市内に転入予定であること。

(3)　現に配偶者がいないこと。

(4)　現に宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップに類する関係にないこと。

(5)　民法第734条から第736条までの規定により婚姻を禁止されている関係にないこと。

(6)　過去に、当市において、この告示による宣誓を無効とされたことがないこと。

2　宣誓をしようとする者の双方又は一方の子又は親を含めて宣誓をする場合は、当該子及び親が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(1)　宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が同一であること。

(2)　宣誓日当日において満15歳以上である子及び親については、本人の同意があること。

（宣誓の手続き）

第４　宣誓をしようとするパートナーシップにある者は、あらかじめ宣誓日について市に申し出て、市が指定する日までに、パートナーシップ宣誓届（様式第１号。以下「宣誓届」という。）に次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

(1)　個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたものの写し（宣誓時点で有効期間内のものに限る。）又はそれらに準ずるものとして、市長が適当と認める書類

(2)　住民票の写し又は住民票記載事項証明書（発行から３か月以内のものに限る。）

(3)　戸籍の個人事項証明書その他の現に婚姻していないことを証明する書類（発行から３か月以内のものに限る。）

2　宣誓をしようとする者の双方又は一方の子又は親を含めて宣誓をする場合は、宣誓届に前項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該子の年齢が宣誓日当日において満15歳未満であるときは、第３号に掲げる書類を除く。

(1)　戸籍その他の当該親子関係を証明する書類（発行から３か月以内のものに限る。）

(2)　当該子及び親が宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が同一であることを

証明する書類

(3)　当該子及び親が署名した同意書（様式第１号別紙）

３　市長は、前２項の書類を審査し、確認のために必要と認めるときは、任意の書類の提出を求めることができる。

４　市長は、審査の結果、第３に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓をしようとする者に対し宣誓をさせるものとする。

５　宣誓をしようとする者は、市職員の面前でパートナーシップ宣誓書（様式第２号。以下「宣誓書」という。）にそれぞれ署名する。この場合において、宣誓をしようとする者が宣誓書に自署できないと市長が認めるときは、宣誓をしようとする者双方の立ち合いのもと、代筆させることができる。

６　前項の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）であって、市内への転入を予定しているものは、転入後14日以内に、住民票の写しその他市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

７　宣誓をしようとする者は、宣誓日に、本人であることを明らかにするために第１項第１号に規定する書類の原本を市職員に提示しなければならない。

８　前項に定める本人証明は、第７第１項、第８第１項及び第２項、第９、第10第１項並びに第11第２項の手続きにおいて準用する。

（通称名の使用）

第５　宣誓をしようとする者で、性別違和等により市長が認めるものは、この告示に定める手続きにおいて、通称名を使用することができる。

２　通称名を使用しようとする者は、宣誓届に、戸籍上の氏名（外国人にあっては、旅券又は在留カードに記載された氏名）及び使用する通称名を記載するとともに、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを添付しなければならない。

（交付書類）

第６　市長は、宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第３号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第４号）（以下これらを「受領証等」という。）を交付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、宣誓日において、宣誓しようとする者の双方が市内に居住

していないときは、市長は、受領証等に代わり、パートナーシップ宣誓者転入予定受付票（様式第５号。以下「転入予定受付票」という。）を交付するものとする。

３　前項の転入予定受付票の有効期限は、宣誓日から起算して３か月とする。ただし、特段の理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

４　第２項に規定する転入予定受付票の交付を受けた者が転入したときは、転入した日から14日以内に、転入予定受付票を添えて、パートナーシップ宣誓者転入完了申出書（様式第６号。以下「転入完了申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

５　市長は、前項の転入完了申出書が提出されたときは、第１項に規定する受領証等を交付するものとする。

６　第５第１項に規定する通称名を使用した者については、受領証等又は転入予定受付票の交付にあっては、当該通称名を記載するものとする。

（受領証等再交付の手続き）

第７　宣誓者は、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第７号。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し、受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を毀損し、又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添えて申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定により再交付の申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。ただし、再交付することが適当でないと認めるときを除く。

３　紛失の理由により受領証等の再交付を受けた場合で、再交付後に紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

（届出事項変更の手続き）

第８　宣誓者は、第10第１項各号に掲げる場合を除き、宣誓届に記載した事項に変更があった場合は、パートナーシップ宣誓届届出事項変更届（様式第８号。以下「変更届」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、変更する事項が、受領証等に記載されている事項に関するものであるときは、交付を受けた受領証等を添えて届け出なければならない。

２　宣誓に含めた満15歳以上の子又は親が、パートナーシップの関係から離脱したい場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等に関する申出書（様式第９号）により、当該子又

は親の氏名が記載された受領証等からの氏名の削除を申し出ることができる。

３　市長は、前項の規定による申出がなされたときは、宣誓者に対して交付済みの受領証等を返却させた上で、申出をした子又は親の氏名を削除した受領証等を交付しなければならない。

（宣誓に含めた子が満15歳に到達した場合の手続き）

第９　宣誓者は、宣誓時に満15歳未満であった子が満15歳に到達したときは、遅滞なく次の各号のいずれかの手続きを行わなければならない。

(1)　当該子が引き続き受領証等への氏名の記載を希望するときは、宣誓者は、第４第２項第３号に規定する当該子の同意書を提出しなければならない。

(2)　当該子が受領証等への氏名の記載を希望しないときは、宣誓者は、第８第１項に規定する変更届を提出しなければならない。

（受領証等返還の手続き）

第10　宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第10号。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　宣誓者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。

(2)　宣誓者の一方が死亡したとき。

(3)　宣誓者の双方が市外に転出したとき。

(4)　第12の規定により、宣誓が無効となったとき。

(5)　その他第３第１項各号に規定する宣誓の要件に該当しなくなったと市長が認めるとき。

２　市長は、宣誓者が前項各号に該当すると認める場合で、相当の期間、返還届の提出がないときは、宣誓者に対し、受領証等の返還を求めることができる。

（他自治体との相互連携）

第11　この告示によるパートナーシップ宣誓の取扱いに準ずる制度を有している自治体であって、市長が相互に連携を図る自治体として認めるもの（以下「連携自治体」という。）から受領証等に準ずる書面（以下「連携自治体受領証等」という。）の交付を受けている者（当市に転入後も引き続きパートナーシップを継続する者に限る。）が市に転入したときは、市長は受領証等を交付することができる。

2　前項の規定により受領証等の交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

⑴　連携自治体受領証等

⑵　住所地の変更を証する書類

⑶　第４第１項第１号に掲げる書類

⑷　双方又は一方の子又は親を含めて宣誓をする場合は、宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が同一であること証明する書類

3　市長は、前項の書類を審査し、確認のために必要と認めるときは、任意の書類の提出を求めることができる。

4　市長は、審査の結果、第３に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該転入宣誓者に受領証等を交付するものとする。この場合において、当該転入宣誓者は、第４第５項の規定による宣誓書に署名した宣誓者とみなす。

5　市長は、前項の規定により受領証等を交付したときは、遅滞なく連携自治体受領書等を交付した連携自治体に当該受領証等を交付した旨を通知しなければならない。

6　市長は、宣誓者が連携自治体に転出し、当該連携自治体から前項の規定による通知に準ずる通知があったときは、第10の規定にかかわらず、受領証等が返還されたものとみなす。

（無効となる宣誓）

第12　次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第２号又は第３号に該当する場合は、当該事実が発生した日以降の宣誓を無効とする。

⑴　宣誓届の内容に虚偽があったとき。

⑵　宣誓日以後に、第３第１項各号に規定する宣誓の要件を満たさなくなったことが判明したとき。

⑶　受領証等の不正使用、濫用又は公序良俗に反する使用が発覚したとき。

2　市長は、宣誓者が記載事項の変更その他必要な手続きを怠り、かつ、長期にわたって連絡が不能となった場合は、宣誓を無効とすることができる。

3　市長は、必要と認めるときは、無効とした受領証等の交付番号を公表することができる。

（宣誓書等の保存期間）

第13　市長は、提出された宣誓書等を第10第１項の規定により受領証等が返還された日から起算して１年を経過した日が属する年度の末日まで保存するものとする。

（宣誓の趣旨に沿った施策の実施）

第14　市長は、この告示の趣旨にのっとり、施策の実施に努めるものとする。

（市民及び事業者への周知啓発）

第15　市長は、この告示の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めるものとする。

（その他）

第16　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

制定文　抄

令和４年12月23日から施行する。

改正文(令和６年３月28日告示第68号抄)

令和６年４月１日から施行する。

改正文(令和８年10月６日告示第272号抄)

令和８年11月１日から施行する。